

三豊市監査委員告示 第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 5 項の規定に基づき工事監査（随時）を執行したので、その結果に関する報告、意見等を同条第 9 項の規定により、次のとおり公表します。

平成 27 年 6 月 17 日

三豊市監査委員 糸川 昇
三豊市監査委員 川北 善伴

平成 27 年度

工事監査（随時）結果報告書

三豊市監査委員

三 監 第 49 号
平成 27 年 6 月 16 日

三 豊 市 長 横 山 忠 始 様
三 豊 市 議 会 議 長 香 川 努 様

三 豊 市 監 査 委 員 糸 川 昇
三 豊 市 監 査 委 員 川 北 善 伴

平成 27 年度工事監査（随時）結果について

地方自治法第 199 条第 5 項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告
および意見を、同条第 9 項および第 10 項により提出します。

第1 監査対象工事

No.	所管課	工 事 名	契約金額 (円)	請負業者	工 期
1	建設課	平成 26 年度市道手石 場丸尾線外 1 線舗装修 繕工事	4,910,760	香川建設 (株)	H26. 6. 26 ~ 26. 8. 12
2	〃	平成 26 年度市道仁尾 浜 8 号線舗装修繕工事	6,080,400	美和建设 (株)	H26. 8. 14 ~ 26. 10. 17
3	〃	平成 26 年度市道長瀬 線道路改良工事	11,845,440	(株)安藤工業	H26. 9. 25 ~ 27. 1. 31
4	〃	平成 26 年度市道島の 池線道路改修工事	6,136,560	(有)武内建設	H26. 11. 13~ 27. 2. 16
5	土地改良課	森安地区 1 号線ガード レール設置工事	1,328,400	協道標識 (株)	H27. 3. 5 ~ 27. 3. 31
6	〃	平成 25 年度江谷農道 改良工事 (繰越分)	10,999,800	三和建设工業 (有)	H25. 12. 25 ~ 26. 6. 27
7	港湾水産課	平成 26 年度積漁港護 岸修繕工事	5,918,400	(有)峰照産業	H26. 11. 13 ~ 27. 2. 10
8	施設管理課	マリンウェーブ防犯カ メラ改修工事	1,944,000	(株)JVC ケンウッド	H26. 10. 14 ~ 26. 12. 5
9	〃	平成 26 年度たからだ の里防犯カメラ改修工 事	2,484,000	セコム(株)	H26. 7. 28 ~ 26. 9. 16
10	危機管理課	山本町河内地区 40 m ³ 級防火水槽設置工事	7,848,360	(株)山本グリーン 建設	H26. 9. 25 ~ 26. 12. 26
11	管財課	平成 26 年度ごみ・資 源物持込倉庫移転工事	1,296,000	三洋建設(株)	H26. 6. 12 ~ 26. 7. 25

12	環境衛生課	平成 26 年度三豊市南部火葬場上水道引込み工事	5,810,400	(株)関商事	H26.8.14 ~ 26.11.13
13	水道課	平成 26 年度詫間町栗島地区消火栓設置工事	1,060,560	(有)伊藤設備工業	H26.11.11 ~ 27.2.10
14	水道課	平成 26 年度三豊市立山本地区新設統合小学校(仮称)用地造成(2工区)工事に伴う水道管移設工事	4,396,680	三豊市上下水道工事業協同組合	H26.8.1 ~ 26.10.31
15	〃	平成 26 年度豊中町市道寺家 4 号線、市営荏打団地他配水管布設替工事	19,123,560	(有)大正土建	H26.11.13 ~ 27.3.13

第 2 監査期間

平成 27 年 4 月 28 日から平成 27 年 5 月 8 日まで

第 3 監査の方法

平成 26 年度施工工事中、建設経済部の関係所管課並びに水道局に加え、他部局も含め、監査対象とし、抽出検査を実施した。

本年度は契約金額が 100 万円以上のものから全 15 件を抜粋し、これらの工事の設計、仕様、積算、契約、施工、監督が適切かつ効率的に執行されているかどうか、また、繰越明許費設定を除く竣工検査が年度内に確実に終了しているか等を主眼とし、監査対象工事の所管課から、それぞれ該当書類の提出を予め求めるとともに、設計書から入札、契約、完成図書等の説明を聴取した。

また、現地検査においては、対象工事の中から抜粋し、竣工状況の確認等を行うために関係職員等の立会いを求め、実地監査を行った。

第 4 監査の結果

関係書類については、一部課題を残すもののおおむね適正に整備されており、また、工事現場の施工状況についても設計図書に基づきあらかじめ良好に執行されていたが、その一部について意見すべき事項が認められた。

なお、監査執行過程において指導した軽易な事項については、記載を省略しているが、それらにも十分留意して適正な事務の執行に務めていただきたい。

【意見】

<共通>

○完成図書の確認について

受注者から提出された書類について、工程表、工事日報等整合性のない部分が見受けられたので、市の発注工事である以上、所属部署において十分に確認いただきたい。

○記録について

昨年度同様、一連の工事発注から竣工までの記録については、「三豊市建設工事監督規程」第6条（記録）に明記されており、後々の重要性の観点から遵守されたい。

また、地元、地権者との協議内容については、特に経過等記録を残すよう習慣づけられたい。

○工事成績評定について

市が請負工事により執行する工事の品質を確保するとともに、指名業者の格付を決める重要な資料として、平成25年度から競争入札により発注した建設工事の検査については、工事成績評定を実施しているところであるが、工事に関して専門知識を有する職員がいない部署では、工事成績の評価をするのは困難である。

今後、建設経済部、水道局以外の部署が工事を発注する場合には、建設課、建築課等に工事監督・検査を依頼して、適正な工事成績評定をするよう望む。

また、昨年も意見したが、「評価項目別評定点数表」が一部の工事については実施され、施工業者に通知されている。

しかしながら、「三豊市建設工事検査規程」第11条（成績評定）には「評価項目別評定点数表」の記載はない。

同規程との整合性を図りルールに則った運用をされたい。

○変更設計（契約）について

施工計画の段階で、他部署及び地元関係協議を十分にされ、実施設計には、これらを網羅したものを計上いただきたい。変更契約は、当初に予見できなかったもの、緊急時における案件が主な要因であるが、それ以外の案件における手順においては、要件を満たさない場合もあるので留意されたい。